

悪臭に係る臭気指数規制の導入状況について

1 経緯

本県では、北設楽郡設楽町、東栄町及び豊根村を除く、県内の地域を悪臭防止法（以下「法」という。）に基づく規制地域に指定し、住居地域や工業地域などの土地利用状況を考慮して規制地域を3つに区分（第1種地域、第2種地域、第3種地域）し、物質濃度規制を行ってきました。

近年、北設楽郡において悪臭苦情の発生やそれが懸念される業種の立地がみられるとともに、複合臭や未規制の物質などを原因とする悪臭苦情が増加し、物質濃度規制では対応が難しい事例が生じてきています。

このため、本県では、環境審議会における審議、市町村長の意見の聴取など所要の手続きを経て、法第3条の規定に基づき、北設楽郡の3町村を新たに規制地域に指定するとともに、法第4条の規定に基づき、従来から実施している物質濃度規制に加えて臭気指数規制を導入し、その規制基準を設定しました（ ）。なお、このことは、平成18年4月28日付け愛知県公報で告示し、平成18年10月1日から施行しています。

なお、名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市、一宮市及び春日井市の6市については、市長が規制地域の指定と規制基準の設定を行うこととなっています。

2 悪臭防止法の市町村別規制方式（平成18年12月末現在）

規制地域の指定と規制基準の設定を行う者	物質濃度規制	臭気指数規制
県知事	蒲郡市、犬山市、江南市、小牧市、 稲沢市、新城市、大府市、岩倉市、 大口町、扶桑町、甚目寺町 及び 大治町 (12市町)	瀬戸市、半田市、豊川市、津島市、 碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、 常滑市、東海市、知多市、知立市、 尾張旭市、高浜市、豊明市、日進市、 田原市、愛西市、清須市、北名古屋市、 弥富市、東郷町、長久手町、豊山町、 春日町、七宝町、美和町、蟹江町、飛 島村、阿久比町、東浦町、南知多町、 美浜町、武豊町、一色町、吉良町、幡 豆町、幸田町、三好町、設楽町、東栄 町、豊根村、音羽町、小坂井町及び 御津町(45市町村)
各市長	名古屋市、岡崎市、豊田市、一宮市 及び春日井市(5市)	豊橋市(1市)
計	17市町	46市町村

なお、豊橋市の臭気指数規制については、平成18年12月22日付けで告示され、平成19年4月1日から施行されます。

3 臭気指数規制に係る周知・啓発の取組（平成 18 年度）

年月日	内 容	場 所
H.18.08.21 H.18.08.22 H.18.08.24 H.18.08.25 H.18.08.29 H.18.08.31	悪臭に係る臭気指数規制の市町村・事業者説明会 (6 会場)	新城設楽事務所 県西庁舎 東三河事務所 尾張事務所 知多事務所 西三河事務所
H.18.10.27 H.18.11.07	畜産環境に係る研修会 農業者生涯教育研修	海部農林水産事務所 農業大学校
H.18.11.14 H.18.11.17	三好町環境保全講演会 快適な環境づくり講演会	三好町勤労文化会館 刈谷市市民会館

4 市町村職員を対象にした研修の開催（平成 18 年度）

年月日	内 容	場 所
H.18.06.19 H.18.06.20	臭気指数規制ガイドライン等地方公共団体説明会(国主催) 嗅覚測定技術研修((社)におい・かおり環境協会主催)	名古屋(愛鉄連厚 生年金基金会館)
H.18.11.21 H.18.11.22 H.18.11.28	臭気指数測定技術研修(県主催)	環境調査センター " "(東三河支所)

(注) なお、臭気測定について、分析体制が整っていない市町村は、(社)愛知県環境測定分析協会から分析可能な業者の紹介を受けることにより対応できるようになっています。

5 今後の対応

県は、悪臭規制について県内全域が同じ基準に基づき事業者指導が図れるよう、今回、臭気指数規制が導入されなかった市町に対して、その導入を働きかけていきます。

また、新たに臭気指数規制が導入された市町村に対しては、その円滑な運用が図れるよう、事業者の規制・指導に係る臭気測定の実施、市町村職員の研修の開催など協力、支援を行っていきます。

愛知県告示第377号

愛知県青少年保護育成条例（昭和36年愛知県条例第13号）第6条第1項の規定に基づき、次のものを青少年の健全な育成を阻害する有害図書類として指定する。

平成18年4月28日

愛知県知事 神田 真 秋

区分	図 書 名	号 別	発 行 所 等
雑誌	PENT-JAPAN	5月号	株式会社ぶんか社
同	Bejean	同	英知出版株式会社

愛知県告示第378号

悪臭防止法（昭和46年法律第91号。以下「法」という。）第3条の規定に基づく工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出を規制する地域（以下「規制地域」という。）及び法第4条の規定に基づく規制基準を次のように定め、平成18年10月1日から施行する。

なお、平成7年愛知県告示第245号（悪臭防止法による悪臭物質の排出を規制する地域の指定及び規制基準の設定）は、平成18年9月30日限り廃止する。

平成18年4月28日

愛知県知事 神田 真 秋

1 特定悪臭物質の濃度又は流量に係る規制地域及び規制基準

(1) 規制地域

次に掲げる市町の地図のうち色（赤、黄及び緑）塗りで表示した地域
 蒲郡市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、大府市及び岩倉市
 丹羽郡大口町、同郡扶桑町、海部郡甚目寺町及び同郡大治町

(2) 規制基準

ア 法第4条第1項第1号の敷地境界線における規制基準

規制地域の区分	特定悪臭物質の種類	アンモニア ppm	メチルメルカ ブタン ppm	硫 化 水 素 ppm	硫 化 メ チ ル ppm	二硫化メチル ppm	トリメチルア ミン ppm
第 1 種 地 域		1	0.002	0.02	0.01	0.009	0.005
第 2 種 地 域		2	0.004	0.06	0.05	0.03	0.02
第 3 種 地 域		5	0.01	0.2	0.2	0.1	0.07

アセトアルデ ヒド ppm	プロピオンア ルデヒド ppm	ノルマルブチ ルアルデヒド ppm	イソブチルア ルデヒド ppm	ノルマルバレ ルアルデヒド ppm	イソバレルア ルデヒド ppm	イソブタノー ル ppm	酢酸エチル ppm
0.05	0.05	0.009	0.02	0.009	0.003	0.9	3
0.1	0.1	0.03	0.07	0.02	0.006	4	7
0.5	0.5	0.08	0.2	0.05	0.01	20	20

メチルイソブ チルケトン ppm	トルエン ppm	スチレン ppm	キシレン ppm	プロピオン酸 ppm	ノルマル酪酸 ppm	ノルマル吉草 酸 ppm	イソ吉草酸 ppm
1	10	0.4	1	0.03	0.001	0.0009	0.001
3	30	0.8	2	0.07	0.002	0.002	0.004
6	60	2	5	0.2	0.006	0.004	0.01

備考 この表において、「第1種地域」とは1(1)の地図上赤色塗りの区域を、「第2種地域」とは同地図上黄色塗りの区域を、「第3種地域」とは同地図上緑色塗りの区域をいう。

イ 法第4条第1項第2号の排出口における規制基準

アンモニア 硫化水素 トリメチルアミン プロピオンアルデヒド ノルマルブチルアルデヒド イソブチルアルデヒド ノルマルバレルアルデヒド イソバレルアルデヒド イソブタノー	左欄に掲げる特定悪臭物質の種類ごとに、1(2)アの表の規制地域の区分に従い、それぞれの欄に掲げる規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号。以下「省令」という。）第3条に定める方法により算出した値
---	---

酢酸エチル
メチルイソブチルケトン
トルエン
キシレン

ウ 法第4条第1項第3号の排出水中における規制基準

メチルメルカプタン
硫化水素
硫化メチル
二硫化メチル

左欄に掲げる特定悪臭物質の種類ごとに、1(2)アの表の規制地域の区分に従い、それぞれの欄に掲げる規制基準を基礎として、省令第4条に定める方法により算出した値

2 臭気指数又は臭気排出強度に係る規制地域及び規制基準

(1) 規制地域

次に掲げる市町村の地図のうち色(赤、黄及び緑)塗りで表示した地域

瀬戸市、半田市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、常滑市、東海市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、清須市、北名古屋及び弥富市
愛知郡東郷町、同郡長久手町、西春日井郡豊山町、同郡春日町、海部郡七宝町、同郡美和町、同郡蟹江町、同郡飛島村、知多郡阿久比町、同郡東浦町、同郡南知多町、同郡美浜町、同郡武豊町、幡豆郡一色町、同郡吉良町、同郡幡豆町、額田郡幸田町、西加茂郡三好町、北設楽郡設楽町、同郡東栄町、同郡豊根村、宝飯郡音羽町、同郡小坂井町及び同郡御津町

(2) 規制基準

ア 法第4条第2項第1号の敷地境界線における規制基準

規制地域の区分	第1種地域	第2種地域	第3種地域
臭気指数	12	15	18

備考 この表において、「第1種地域」とは2(1)の地図上赤色塗りの区域を、「第2種地域」とは同地図上黄色塗りの区域を、「第3種地域」とは同地図上緑色塗りの区域をいう。

イ 法第4条第2項第2号の排出口における規制基準

2(2)アの表の規制地域の区分に従い、それぞれの欄に掲げる規制基準を基礎として、省令第6条の2に定める方法により算出した値

ウ 法第4条第2項第3号の排出水中における規制基準

2(2)アの表の規制地域の区分に従い、それぞれの欄に掲げる規制基準を基礎として、省令第6条の3に定める方法により算出した値

(「地図」は省略し、その図面を愛知県環境部大気環境課並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて一般の縦覧に供する。)

愛知県告示第379号

平成9年愛知県告示第584号(愛知県障害者住宅整備資金の貸付けについて知事が定める利率)の一部を次のように改正し、平成18年4月28日以後に貸付決定した資金について適用する。

平成18年4月28日

愛知県知事 神田真秋

「1.4パーセント」を「1.6パーセント」に改める。

愛知県告示第380号

土地区画整理事業に伴い、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定に基づき、東海市の別図第1に示す区域において町の区域を別図第2のように設定する旨、東海市長から届出があった。

この町の区域の設定は、平成18年4月29日からその効力を生ずるものとする。

平成18年4月28日

愛知県知事 神田真秋

臭気指数による

悪臭防止の手引き

平成18年10月1日から愛知県内の45市町村では、従来の「物質濃度規制」から人の嗅覚を用いた「臭気指数規制」に変更されます。

このパンフレットは、「臭気指数規制」による悪臭防止の仕組みをご理解いただくために、その概要をとりまとめたものです。

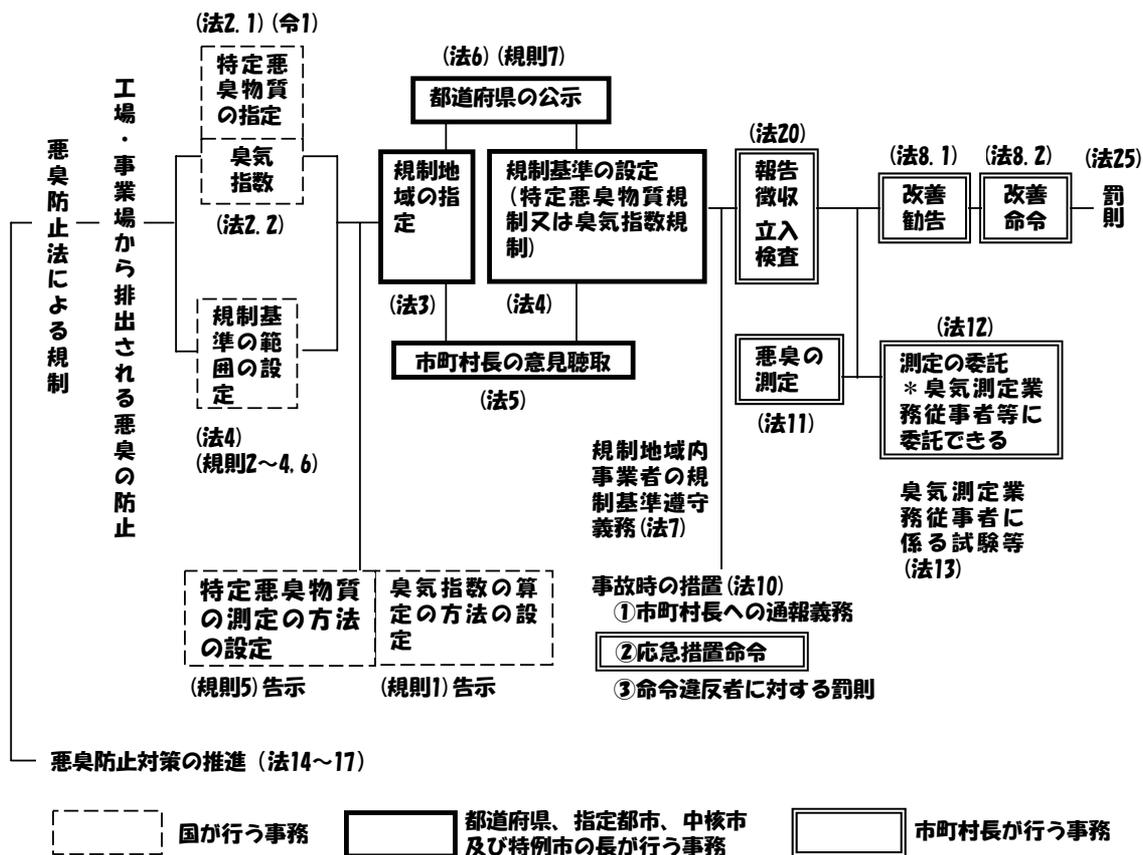
悪臭防止法について

悪臭防止法は、工場・事業場から発生する悪臭について、必要な規制を行うとともに、悪臭防止対策を推進することにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としています。

悪臭防止法では、悪臭の規制手法として、特定悪臭物質*の指定を行い、特定悪臭物質の濃度により規制をする「物質濃度規制」と人間の嗅覚を用いて「臭気指数」を算定し規制をする「臭気指数規制」を定めており、本県ではこれまで「物質濃度規制」により規制をしていました。

*特定悪臭物質：不快なおいの原因となり、生活環境を損なうおそれのある物質。
アンモニアを始め22物質が指定されている。

悪臭防止法の体系



(注) 例えば、「法2.1」は悪臭防止法第2条第1項、「令1」は悪臭防止法施行令第1条、「規則2」は悪臭防止法施行規則第2条を示す。

臭気指数規制を導入するねらい

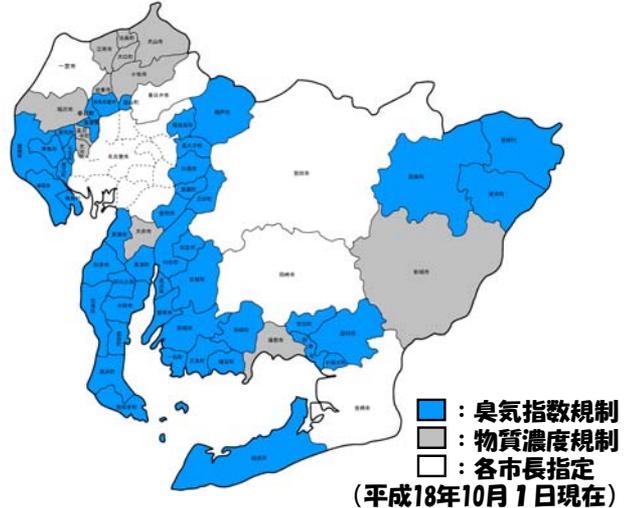
近年、悪臭苦情の中には、既存の物質濃度規制では効果が現れない悪臭原因物の複合臭や特定悪臭物質以外の未規制物質などの原因による事例が見られます。

そこで、これらの事例にも対応するため、人の嗅覚を用いて、気体又は水の悪臭の程度に関する値「臭気指数」により規制する「臭気指数規制」を導入します。

「臭気指数規制」は平成18年10月1日から県内45市町村で適用されます。

臭気指数規制の特徴

- 多種多様な「におい」の物質（約40万種あると言われる）に対応することができる。
- 嗅覚を用いることで「におい」の程度をイメージしやすい。
- においの相加・相乗等の効果を評価できる。
- 住民の悪臭に対する被害感覚と一致しやすい。



臭気指数規制の概要

臭気指数の算定方法

「臭気指数」は、問題となるにおいのついた空気や水をにおいが感じられなくなるまで薄めたときの希釈倍数「臭気濃度」から次式により算定します。

$$\text{「臭気指数」} = 10 \times \log_{10} (\text{「臭気濃度」})$$

<計算例> 問題となるにおいを100倍まで希釈してにおいを感知することができなくなった場合、「臭気濃度」は100となるので、臭気指数は、次のとおり算出されます。

$$\text{臭気指数} = 10 \times \log_{10} (100) = 20$$

参考

- 臭気指数10 = ほとんどの人が気にならない臭気の状態
- 臭気指数12~15 = 気をつければ分かるにおい（希釈倍率16~32倍）
- 臭気指数18~21 = らくに感知できるにおい（希釈倍率63~126倍）

規制基準

「工場・事業場の敷地境界（1号基準）」、「気体排出口（2号基準）」及び「排水（3号基準）」に対する規制があり、それぞれに対する規制基準は以下のとおりです。

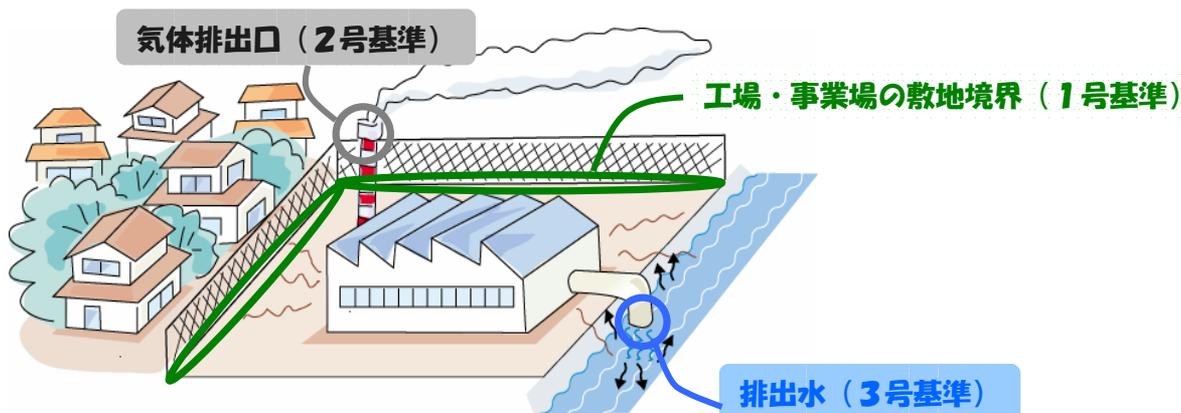
（単位：臭気指数）

規制地域の区分※1	第1種地域	第2種地域	第3種地域
工場・事業場の敷地境界	12	15	18
気体排出口	悪臭防止法施行規則第6条の2に定める方法により算出※2		
排水	28	31	34

※1 規制地域は地域における悪臭に対する順応状況に応じて、第1種地域（専ら住居の用に供されている地域等）、第2種地域（第1種地域と第3種地域との中間的な地域）及び第3種地域（主として工場の用に供されている地域等）に区分されています。

なお、規制地域の区分を示す図面は、関係市町村及び愛知県環境部大気環境課でご覧になれます。

※2 敷地境界外の着地点において1号基準以下になるために、気体排出口において満たさなければならない値。



悪臭防止対策の実施手順

事業場周辺の調査 → 悪臭原因の究明 → 悪臭改善対策の検討 → 脱臭装置の検討

においが問題になりそうな場所を調べる

- ・ 排出口の向き、高さ
- ・ 住居との距離
- ・ 空気の流れ、滞留のしやすさ ほか

においの原因を突き止める

- ・ においの出所
- ・ においの種類
- ・ においの出る時間帯

現状の見直しをする

- ・ においの原因である原料等の搬入・排出・保管方法の改善
- ・ こまめに清掃をする
- ・ 施設の密閉化
- ・ 排出口の向き、高さの変更
- ・ 植林・植栽 ほか

脱臭装置を検討する

- ・ 脱臭方式、コスト、設置スペースなどを考慮して装置を決定する

解決



悪臭改善対策の検討



悪臭改善対策の例示

	改善策	検討項目	留意事項
悪臭発生施設等の運用の改善	作業内容の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・原材料及び製品の変更 ・原材料等の搬入、排出、保管方法の改善 ・作業工程、作業方法の変更、改善 ・作業時間の変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・悪臭発生の少ない原材料等に代えること ・悪臭が漏れないように考慮すること ・脱臭装置の原理や能力に合わせた改善を図ること
	悪臭発生施設等の構造改善	<ul style="list-style-type: none"> ・悪臭発生施設の密閉化 ・建屋の窓、入口開放部分の閉鎖 ・配管等からの悪臭漏洩防止 	<ul style="list-style-type: none"> ・労働安全衛生面にも配慮すること
	悪臭発生施設等の配置変更	<ul style="list-style-type: none"> ・悪臭発生施設の配管の変更 ・作業場所の変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の環境条件にも配慮すること
	排出方法の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・排出口（煙突）の高さや形状の改善 ・排出口の集合化等による改善 	<ul style="list-style-type: none"> ・大気への希釈拡散も有効な対策の1つとして検討すること
悪臭排出防止設備の検討	建屋内の悪臭の捕集及び除去	<ul style="list-style-type: none"> ・局所フードの設置 ・建屋の密閉化及びフードの設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・排風機の設置によって騒音振動公害を発生させないこと ・悪臭による腐食を防ぐためフードの材質について考慮すること ・局所フード等で捕集した悪臭は原則として脱臭装置へ導くこと
	脱臭装置の設置、改善	<ul style="list-style-type: none"> ・吸着法、燃焼法、洗浄法、生物脱臭法、消・脱臭剤法やその他の方法を採用 	<ul style="list-style-type: none"> ・脱臭装置の選定（既設の改善を含む。）に当たっては、業態、ガス性状、除去効率、維持管理面、コスト等を十分に検討すること
	脱臭装置の保守管理の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・機能点検 ・適正な維持管理 ・適正な稼働時間 ・適正な薬剤の使用 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理責任者の選任、運転記録簿の記帳
たその他の悪臭の排出を減少させる	汚水処理施設の維持管理の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・汚水処理施設の適正な管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・排水口等から悪臭が発生していないかどうか確認すること
	排水路等の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・排水路の設置又は暗渠化 ・排水路清掃管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・排出先に問題の発生しないよう配慮すること
	廃棄物（家畜ふん尿等）の処理方法の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の堆積場所、保管方法 ・廃棄物の適正な処理、処分方法 	<ul style="list-style-type: none"> ・悪臭面だけでなく衛生面にも配慮し、できるだけ土地還元等再利用を図ること
	敷地内の清掃、緑化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・事業場周辺の緑化 ・緩衝（緑）地等の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地全体の環境整備を図ること
	移転	<ul style="list-style-type: none"> ・工業団地、家畜団地等適地への移転 	<ul style="list-style-type: none"> ・現地で抜本的対策がとれない場合、移転の可能性について検討する

脱臭装置の検討

悪臭は、発生源の業種により多種多様であるため、各々の悪臭の成分に適する脱臭装置が種々開発されています。脱臭装置の選定に当たっては、十分な検討が必要です。

脱臭装置の種類と概要及び対応業種

脱臭装置		概要	対応業種	
燃 焼 法	直接燃焼装置	・約750℃に加熱し無害の炭酸ガスと水に酸化分解して脱臭	化製場、塗装、印刷、パルプ工場	
	蓄熱式燃焼装置	・蓄熱材により熱交換効率（85～95％）を高めた燃焼装置 ・燃焼温度800～1000℃	塗装、印刷、ラミネート、化学工場	
	触媒燃焼装置	・触媒によって250～350℃の低温で酸化分解して脱臭	印刷、塗料、インキ製造、医薬品、食品加工業	
洗 浄 法	洗浄（吸収）式脱臭装置	・薬剤をスプレーして接触し、化学反応によって脱臭 ・悪臭物質の種類によって水・酸・アルカリ・酸化剤水溶液等を使用	下水処理場、し尿処理場、ゴミ処理場、食料品製造、化学工場、畜産農業、と畜場、ビルピット	
吸 着 法	回 収	固定床式回収装置	・活性炭を充填した複数の塔を切り替えながら吸着し、水蒸気で脱着、冷却凝縮して回収	塗装、印刷、接着、塗料・インク・テープ製造、クリーニング業
		流動式回収装置	・流動層で溶剤吸着 ・流動層で加熱脱着 ・活性炭が循環する連続回収装置 ・脱着ガスは窒素	塗装、印刷、接着、テープ、FRP加工業、ドライクリーニングなど
	濃 縮	ハニカム式濃縮装置	・低濃度の悪臭から悪臭を分離し、小風量に濃縮する装置 ・ハニカム状吸着ロータ使用活性炭製と疎水性ゼオライト製がある	
	交 換	交換式吸着装置	・吸着剤や酸化剤を充填し通風 ・充填剤の効果がなくなれば、再生または新品と交換	下水処理場、ゴミ処理場、食品加工、ペットショップ、ゴム工場、プラスチック製造業など
生 物 脱 臭 法	土壌脱臭法	・悪臭を土壌に通風して土壌中の微生物により分解脱臭	下水処理場、し尿処理場、化製場、浄化槽、動物飼育、堆肥など	
	腐植質脱臭法	・悪臭を腐植質脱臭剤に通風して腐植質との化学反応及び生物反応で脱臭	下水処理場、し尿処理場、ゴミ処理場、浄化槽、化学工場、畜産農業、ビルピットなど	
	充てん塔式脱臭法	・微生物をつけた担体を充填した塔に通風し、微生物により分解脱臭		
	活性汚泥ばっ気脱臭法	・悪臭を水に溶解させ、その水溶液を微生物により分解脱臭	し尿処理場、化学工場等で活性汚泥処理装置を有する施設	
	スクラパー脱臭法	・悪臭を活性汚泥と接触させ、汚泥中の微生物により分解脱臭	塗装、鋳造、有機肥料製造業など	
消臭・脱臭剤法		・悪臭に消臭・脱臭剤を噴霧、混入、発生源に散布、被覆、滴下させ臭気レベルの低下、脱臭	畜産農業、ゴミ処理場、下水処理場、食料品製造、印刷、食品加工業、ペットショップ、ゴミ置き場、ビルピット、堆肥など	

事故時の措置

事業場において事故などで悪臭が発生した場合には、すぐに応急措置を講じたうえで、管轄の市町村の担当窓口へ連絡してください。
状況により市町村長が応急措置を命ずることがあります。

県条例に基づく届出について

県民の生活環境の保全等に関する条例により、次の業種の工場・事業場は、悪臭物質の排出の状況について、毎年度終了後1ヶ月以内に届出書を提出する必要があります。

畜産農業のうち

- ・豚房施設を有するもの
(豚房の総面積が50m²未満のものを除く)
- ・牛房施設を有するもの
(牛房の総面積が200m²未満のものを除く)
- ・鶏を3,000羽以上飼育するもの
- ・うずらを20,000羽以上飼育するもの

乾燥施設を有する飼料又は有機質肥料の製造業

コーンスターチ製造業

紡糸施設を有するレーヨン製造業

クラフトパルプ製造業

製膜施設を有するセロファン製造業

加流施設を有するゴム製品製造業

カプロラクタムの製造施設を有する石油化学工業

石油精製業

溶鉱炉を有する製鉄業

シェルモールド法による鋳物製造業

化製場

し尿処理施設(し尿浄化槽を除く)

ごみ処理場

終末処理場

各種機関の紹介

融資制度

制度名	対象者	窓口	電話番号
環境対策資金融資制度	県が環境対策計画等を認定した中小企業等	愛知県環境部環境政策課	052-954-6209
中小企業設備近代化資金貸付制度	創業者を含む小規模企業者等	(財)あいち産業振興機構 経営支援部設備投資支援グループ	052-231-6351 内線: 410
農業近代化資金 スーパーL資金等	農業経営の改善を図ろうとしている農業者等	愛知県農林水産部 農業経営課	052-954-6413
日本政策投資銀行 における融資制度	環境への配慮に対する取組が十分なされていると認められる企業等	日本政策投資銀行 政策企画部	03-3244-1170

臭気測定分析機関に関する情報

機関名	電話・FAX	ホームページ
(社)愛知県環境測定分析協会	052-321-3803	http://www.aikankyo.or.jp

愛知県内市町村の悪臭公害担当部署連絡先

臭気指数規制市町村（平成18年9月30日までは物質濃度規制）

市町村名	担当課	電話番号	市町村名	担当課	電話番号
瀬戸市	環境課	0561-88-2671	豊山町	経済環境課	0568-28-0916
半田市	環境センター	0569-23-3567	春日町	住民課	052-400-3862
豊川市	環境対策課	0533-89-2141	七宝町	保健衛生課	052-441-7111
津島市	生活環境課	0567-24-1111	美和町	環境衛生課	052-444-0862
碧南市	環境課	0566-41-3311	蟹江町	環境課	0567-95-1111
刈谷市	環境課	0566-62-1017	飛島村	保健福祉課	0567-52-1001
安城市	環境保全課	0566-76-3053	阿久比町	環境衛生課	0569-48-1111
西尾市	環境課	0563-56-2111	東浦町	環境課	0562-83-3111
常滑市	生活環境課	0569-35-5111	南知多町	福祉環境課	0569-65-0711
東海市	生活環境課	052-603-2211	美浜町	環境保全課	0569-82-1111
知多市	環境課	0562-33-3151	武豊町	環境課	0569-72-1111
知立市	環境課	0566-83-1111	一色町	住民課	0563-72-9604
尾張旭市	環境課	0561-53-2111	吉良町	住民課	0563-32-1117
高浜市	市民生活グループ	0566-52-1111	幡豆町	住民課	0563-63-0112
豊明市	環境課	0562-92-1113	幸田町	保健環境課	0564-62-8158
日進市	環境課	0561-73-2843	三好町	環境課	0561-32-2111
田原市	環境衛生課	0531-23-3541	設楽町	生活課	0536-62-0511
清須市	生活環境課	052-400-2911	東栄町	住民課	0536-76-0503
愛西市	環境課	0567-25-1111	豊根村	住民課	0536-85-1311
北名古屋	環境グループ	0568-22-1111	音羽町	住民課	0533-88-8003
弥富市	環境課	0567-65-1111	小坂井町	住民環境課	0533-78-2114
東郷町	環境課	0561-38-3111	御津町	住民課	0533-76-4705
長久手町	環境課	0561-63-1111			

物質濃度規制市町

市町名	担当課	電話番号	市町名	担当課	電話番号
名古屋市*	公害対策課	052-972-2674	小牧市*	環境保全課	0568-76-1136
豊橋市	環境保全課	0532-51-2388	稲沢市	環境保全課	0587-36-0135
岡崎市	環境保全課	0564-23-6194	新城市	循環社会推進課	0536-23-7629
一宮市	環境保全課	0586-45-7185	大府市	環境課	0562-47-2111
春日井市*	環境政策課	0568-85-6217	岩倉市	環境保全課	0587-38-5808
豊田市	環境保全課	0565-34-6628	大口町	環境経済課	0587-95-1111
蒲郡市	環境課	0533-66-1122	扶桑町	環境課	0587-93-1111
犬山市	環境課	0568-61-1800	甚目寺町	環境衛生課	052-444-3166
江南市	環境課	0587-54-1111	大治町	衛生課	052-444-2711

*名古屋市、春日井市及び小牧市は、別途、条例や要綱などにより、臭気指数による指導の基準等を定めています。

このパンフレットに関するお問い合わせ先

愛知県環境部大気環境課

調整・生活環境グループ

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電話：052-954-6214（ダイヤルイン）

FAX：052-953-5716

E-mail：taiki@pref.aichi.lg.jp



古紙パルプ配合率100%再生紙を使用